

(平成21年4月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中央第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 17 件

厚生年金関係 17 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和20年3月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年11月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年3月1日から同年11月1日まで

昭和20年3月から同年10月まで勤務していたA株式会社B製作所の期間について社会保険事務所に照会したところ、厚生年金保険の記録が無い旨の回答をもらった。自分自身で現在のC社へ連絡をとり、当時の人事記録及び在職証明をもらっているため、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

人事記録により、申立人は、申立期間においてA株式会社B製作所に継続して勤務していたことが認められる。また、同社における当時の総務、給与担当者の厚生年金保険加入に係る供述並びに同社社史の厚生年金保険加入及び保険料負担に係る記述から判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと推認できる。

一方、A株式会社B製作所の被保険者名簿については、戦災によりすべて焼失し、現存する被保険者名簿は、昭和21年当時、在職していた者を対象に復元されたものであることが確認できる。また、年金番号を払い出す際に作成される被保険者台帳索引票については、被保険者名簿とは異なり戦災による大規模な焼失は免れているものの、何らかの事情によりかなりの数の番号の欠落が確認でき、これによって被保険者名簿を復元することも困難な状況にある。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの

原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間中に継続勤務した事実及び事業主による保険料の控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和 20 年 3 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時は保険出張所）に対し行ったと認めるのが相当であり、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は同年 11 月 1 日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和20年1月20日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年10月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年1月20日から同年10月1日まで

A高等工科学学校機械科を昭和19年12月に繰上卒業し、翌年の20年1月20日にB株式会社C製作所管理課に入社した。昭和20年3月10日に徴兵、同年4月22日にD船舶隊に入隊、終戦を迎え、同年9月30日に同社から退職通知を受け取ったが、その間約6か月は郵便局の口座に給与が振り込まれていたことを記憶している。申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

人事記録により、申立人は、申立期間においてB株式会社C製作所に継続して勤務していたことが認められる。また、同社における当時の総務、給与担当者の厚生年金保険加入に係る供述並びに同社社史の厚生年金保険加入及び保険料負担に係る記述から判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと推認できる。

一方、B株式会社C製作所の被保険者名簿については、戦災によりすべて焼失し、現存する被保険者名簿は、昭和21年当時、在職していた者を対象に復元されたものであることが確認できる。また、年金番号を払い出す際に作成される被保険者台帳索引票については、被保険者名簿とは異なり戦災による大規模な焼失は免れているものの、何らかの事情によりかなりの数の番号の欠落が確認でき、これによって被保険者名簿を復元することも困難な状況にある。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間中に継続勤務した事実及び事業主による保険料の控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和 20 年 1 月 20 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時は保険出張所）に対し行ったと認めるのが相当であり、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は同年 10 月 1 日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和20年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年9月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月1日から同年9月1日まで

昭和19年9月1日から20年3月31日までは勤労働員学徒として、また、同年4月1日から同年8月31日までは正社員としてA株式会社B製作所C工場に勤務していた。在籍証明書があるので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

在籍証明書及び労働者名簿により、申立人は、申立期間においてA株式会社B製作所に継続して勤務していたことが認められる。また、同社における当時の総務、給与担当者の厚生年金保険加入に係る供述並びに同社社史の厚生年金保険加入及び保険料負担に係る記述から判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと推認できる。

一方、A株式会社B製作所の被保険者名簿については、戦災によりすべて焼失し、現存する被保険者名簿は、昭和21年当時、在職していた者を対象に復元されたものであることが確認できる。また、年金番号を払い出す際に作成される被保険者台帳索引票については、被保険者名簿とは異なり戦災による大規模な焼失は免れているものの、何らかの事情によりかなりの数の番号の欠落が確認でき、これによって被保険者名簿を復元することも困難な状況にある。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの

原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間中に継続勤務した事実及び事業主による保険料の控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和 20 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時は保険出張所）に対し行ったと認めるのが相当であり、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は同年 9 月 1 日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和19年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、20年9月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年から20年8月まで

申立期間に勤務していたA株式会社B製作所C工場の厚生年金保険加入記録を照会したが、記録は無いと回答をもらった。同僚の意見書をつけるので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA株式会社B製作所C工場における複数の同僚の供述から、申立人は、昭和19年7月から20年8月まで同社に継続して勤務していたことが認められる。また、同社における当時の総務、給与担当者の厚生年金保険（当時の名称は労働者年金保険）加入に係る供述並びに同社社史の厚生年金保険加入及び保険料負担に係る記述から判断すると、申立人は、申立期間のうち、厚生年金保険法の施行により被保険者の対象が女性にまで拡大された19年10月から、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと推認できる。

一方、A株式会社B製作所の被保険者名簿については、戦災によりすべて焼失し、現存する被保険者名簿は、昭和21年当時、在職していた者を対象に復元されたものであることが確認できる。また、年金番号を払い出す際に作成される被保険者台帳索引票については、被保険者名簿とは異なり戦災による大規模な焼失は免れているものの、何らかの事情によりかなりの数の番号の欠落が確認でき、これによって被保険者名簿を復元することも困難な状況にある。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの

原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間中に継続勤務した事実及び事業主による保険料の控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和19年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時は保険出張所）に対し行ったと認めるのが相当であり、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、終戦まで勤務していた他の被保険者の資格喪失日が20年9月1日とされていることから、同日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和19年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、20年9月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月から20年9月1日まで

昭和19年4月から終戦の20年8月までA株式会社B製作所C工場及びD工場に勤務していたが、社会保険事務所には、厚生年金保険の記録が無い。当時一緒に入社した同僚の年金番号及び連絡先を提示するので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と一緒に入社した同僚の供述及び申立人が昭和39年に作成したと認められる履歴書から判断すると、申立人は、申立期間においてA株式会社B製作所に継続して勤務していたことが認められる。また、同社における当時の総務、給与担当者の厚生年金保険（当時の名称は労働者年金保険）加入に係る供述及び同社社史の厚生年金保険加入及び保険料負担に係る記述から判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと推認できる。

一方、A株式会社B製作所の被保険者名簿については、戦災によりすべて焼失し、現存する被保険者名簿は、昭和21年当時、在職していた者を対象に復元されたものであることが確認できる。また、年金番号を払い出す際に作成される被保険者台帳索引票については、被保険者名簿とは異なり戦災による大規模な焼失は免れているものの、何らかの事情によりかなりの数の番号の欠落が確認でき、これによって被保険者名簿を復元することも困難な状況にある。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間中に継続勤務した事実及び事業主による保険料の控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和19年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時は保険出張所）に対し行ったと認めるのが相当であり、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は20年9月1日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和19年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、20年11月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月から20年11月1日まで

昭和19年4月から終戦の20年10月までA株式会社B製作所C工場及びD工場に勤務していたが、社会保険事務所には、厚生年金保険の記録が無い。当時名刺ぐらいの大きさの被保険者証をもらった記憶があり、間違いなく厚生年金保険に加入していたと思うので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述及び申立人のA株式会社B製作所への入社から退社するまでの間の勤務状況及び終戦後の工場閉鎖に至る事実経過の説明は、具体性があり、文献の内容とも一致していることから判断すると、申立人は、申立期間において同事業所に継続して勤務していたことを認めることができる。また、同社における当時の総務、給与担当者の厚生年金保険(当時の名称は労働者年金保険)加入に係る供述及び同社社史の厚生年金保険加入及び保険料負担に係る記述から判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと推認できる。

一方、A株式会社B製作所の被保険者名簿については、戦災によりすべて焼失し、現存する被保険者名簿は、昭和21年当時、在職していた者を対象に復元されたものであることが確認できる。また、年金番号を払い出す際に作成される被保険者台帳索引票については、被保険者名簿とは異なり戦災による大規

模な焼失は免れているものの、何らかの事情によりかなりの数の番号の欠落が確認でき、これによって被保険者名簿を復元することも困難な状況にある。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間中に継続勤務した事実及び事業主による保険料の控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和19年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時は保険出張所）に対し行ったと認めるのが相当であり、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は20年11月1日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和20年2月15日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年11月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年2月15日から同年11月1日まで

昭和20年2月15日から同年10月末まで、A株式会社B製作所に勤務していた。保険料控除されていた証拠はないが、勤務していたことは確かなので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA株式会社B製作所C工場への入社から退社するまでの間の勤務状況及び終戦後の工場閉鎖に至る事実経過の説明は、具体性があり、文献の内容とも一致していることから判断すると、申立人は、申立期間において同事業所に継続して勤務していたことを認めることができる。また、同社における当時の総務、給与担当者の厚生年金保険加入に係る供述並びに同社社史の厚生年金保険加入及び保険料負担に係る記述から判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと推認できる。

一方、A株式会社B製作所の被保険者名簿については、戦災によりすべて焼失し、現存する被保険者名簿は、昭和21年当時、在職していた者を対象に復元されたものであることが確認できる。また、年金番号を払い出す際に作成される被保険者台帳索引票については、被保険者名簿とは異なり戦災による大規模な焼失は免れているものの、何らかの事情によりかなりの数の番号の欠落が確認でき、これによって被保険者名簿を復元することも困難な状況にある。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いこと

の原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間中に継続勤務した事実及び事業主による保険料の控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和20年2月15日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時は保険出張所）に対し行ったと認めるのが相当であり、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は同年11月1日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和20年10月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年5月15日から同年10月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。当時A株式会社B製作所に勤務していたことは確かで、在職期間中の給与明細書があるため厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和15年4月から20年9月30日までA株式会社B製作所C工場及び派遣先の株式会社Dにおいて勤務し、その間、厚生年金保険（当時の名称は労働者年金保険）に加入していたとしているが、社会保険事務所の記録では、同年5月15日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したものとされている。

しかしながら、A株式会社B製作所と書かれている昭和20年6月、同年7月及び同年9月分の給与明細及び戦後の仕事内容、退職に至った事実関係の説明は具体性があり、文献の内容とも一致していることから判断すると、申立期間においてA株式会社B製作所が事業主として申立人を使用していたことが確認できる。また、同社における当時の総務、給与担当者の厚生年金保険加入に係る供述並びに同社社史の厚生年金保険加入及び保険料負担に係る記述から判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと推認できる。

ところで、社会保険庁のオンライン記録では、申立人は昭和17年6月1日に被保険者資格を取得し、20年5月15日に被保険者資格を喪失した記録となっている。しかしながら、A株式会社B製作所の被保険者名簿については、戦

災によりすべて焼失し、現存する被保険者名簿は、昭和 21 年当時、在職していた者を対象に復元されたものであることが確認でき、当該被保険者名簿には、申立人の被保険者記録は無い。また、年金番号を払い出した際に作成される被保険者台帳索引票には、申立人の記録が存在し、申立人の年金番号及び 17 年 2 月 1 日に資格を取得したことが確認できるが、被保険者資格の喪失日については確認できない。申立人の年金番号に係る被保険者台帳には、17 年 2 月 1 日に被保険者資格を取得し、オンライン記録と同じ 20 年 5 月 15 日に被保険者資格を喪失した記録となっている。一方、当該被保険者台帳の備考欄には、「一部照合済台帳 32. 1. 26」及び「全期間に対応する名簿 20. 5. 17 (焼失)」と記載されていることから判断すると、当該被保険者台帳の記録は、被保険者名簿が焼失したことにより資格喪失日が確認できないことから、焼失のきっかけと推認された E 大空襲 (20 年 5 月 14 日) の翌日の 20 年 5 月 15 日を資格喪失日に設定したものであることが推認できる。そうすると、オンライン記録上の資格喪失日は、事実と則したものと認められない。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の事実と則した喪失日の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間中に継続勤務した事実及び事業主による保険料の控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は昭和 20 年 10 月 1 日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律 (昭和 44 年法律第 78 号) 附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和20年11月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年5月15日から20年11月1日まで

A株式会社B製作所C工場に技術員(工員)として勤務していたが、戦時中であるため疎開によりD工場(地下工場)へ転勤した。終戦後は、残務整理をして10月に退職した。在職証明書があるので申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和19年1月10日から20年10月31日までA株式会社B製作所C工場及びD工場において、技術員として勤務し、その間、厚生年金保険(当時の名称は労働者年金保険)に加入していたとしているが、社会保険事務所の記録では、同年5月15日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したものとされている。

しかしながら、人事記録により、申立人は、申立期間においてA株式会社B製作所に継続して勤務していたことが認められる。また、同社における当時の総務、給与担当者の厚生年金保険加入に係る供述並びに同社社史の厚生年金保険加入及び保険料負担に係る記述から判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと推認できる。

ところで、社会保険庁のオンライン記録では、申立人は昭和19年1月10日に被保険者資格を取得し、20年5月15日に被保険者資格を喪失した記録となっている。しかしながら、A株式会社B製作所の被保険者名簿については、戦災によりすべて焼失し、現存する被保険者名簿は、昭和21年当時、在職していた者を対象に復元されたものであることが確認でき、当該被保険者名簿に

は、申立人の被保険者記録は無い。また、年金番号を払い出した際に作成される被保険者台帳索引票には、申立人の記録が存在し、申立人の年金番号及び19年1月10日に資格を取得したことが確認できるが、被保険者資格の喪失日については確認できない。申立人の年金番号に係る被保険者台帳には、オンライン記録と同じ19年1月10日に被保険者資格を取得し、20年5月15日に被保険者資格を喪失した記録となっている。一方、申立人と同日の20年5月15日に資格を喪失したとされる他の同僚の被保険者台帳の備考欄には、「一部照合済台帳 32.1.26」及び「全期間に対応する名簿 20.5.17 (焼失)」と記載されていることから判断すると、当該被保険者台帳の記録は、被保険者名簿が焼失したことにより資格喪失日が確認できないことから、焼失のきっかけと推認されたE大空襲(20年5月14日)の翌日の20年5月15日を資格喪失日に設定したものであることが推認できる。そうすると、オンライン記録上の資格喪失日は、事実に則したものと認められない。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の事実に則した資格喪失日の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間中に継続勤務した事実及び事業主による保険料の控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は昭和20年11月1日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律(昭和44年法律第78号)附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和21年2月26日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年9月1日から21年2月26日まで

社会保険事務所の記録では、A株式会社B製作所に勤務した期間が昭和19年4月1日から20年9月1日までしか無いが、戦争激化のため19年12月にC工場へ転勤し、21年2月25日まで勤務していた。申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和19年4月1日から21年2月25日までA株式会社B製作所D工場及びC工場において勤務し、その間、厚生年金保険（当時の名称は労働者年金保険）に加入していたとしているが、社会保険事務所のオンライン記録では、20年9月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したものとされている。

しかしながら、申立人のA株式会社B製作所入社から、終戦、C工場閉鎖に至る状況及び母親の看病により退職に至った事実経過の説明は、具体性があり、文献の内容、同僚の供述及び戸籍謄本で確認できる事実とも符合していることから、申立人は、申立期間において同事業所に継続して勤務していたことを認めることができる。また、同社における当時の総務、給与担当者の厚生年金保険加入に係る供述並びに同社社史の厚生年金保険加入及び保険料負担に係る記述から判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと推認できる。

ところで、社会保険庁のオンライン記録では、申立人は昭和19年4月1日に被保険者資格を取得し、20年9月1日に被保険者資格を喪失した記録となっている。しかしながら、A株式会社B製作所の被保険者名簿については、戦

災によりすべて焼失し、現存する被保険者名簿は、21年当時、在職していた者を対象に復元されたものであることが確認でき、当該被保険者名簿には、申立人の被保険者記録は無い。また、年金番号を払い出した際に作成される被保険者台帳索引票には、申立人の記録が存在し、申立人の年金番号及び19年4月1日に資格を取得したことが確認できるが、被保険者資格の喪失日については確認できない。さらに、申立人の年金番号に係る被保険者台帳は、その存在を確認することはできない。このような年金番号及び被保険者資格の取得日が確認できるが、資格喪失日が確認できない場合には、社会保険事務局長は、一般的に、職権で被保険者期間の認定を行っており、A株式会社B製作所の場合、管轄の社会保険事務局長は、終戦まで又は終戦以降も勤務したとしている者の資格喪失日を、原則として一律に20年9月1日として被保険者期間の認定を行ったとしている。そうすると、オンライン記録上の資格喪失日は、事実と異なるものとは認められない。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の事実と異なる資格喪失日の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間中に継続勤務した事実及び事業主による保険料の控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は昭和21年2月26日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和20年9月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和19年1月10日から同年3月21日まで
②昭和20年5月15日から同年9月1日まで

社会保険事務所の記録では、A株式会社B製作所に勤務した期間が昭和19年3月21日から20年5月15日までしか無いが、同じ待遇であった同級生には19年1月から厚生年金保険の加入記録が在る。また、転勤した20年5月から終戦後の同年8月末日まで勤務していたが、転勤していない者の厚生年金保険加入記録は終戦まであり、社会保険料も引かれていたはずである。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和18年10月ごろから勤労働員学徒としてA株式会社B製作所C工場に入社し、19年3月にD中学校を卒業してからは、20年5月にC工場からE工場へ転勤となったものの、終戦まで正社員として勤務していたとしているが、社会保険事務所の記録では、19年3月21日に厚生年金保険（当時の名称は労働者年金保険）の被保険者資格を取得し、20年5月15日に被保険者資格を喪失したものとされている。

申立人のA株式会社B製作所C工場入社からE工場へ異動した状況及び終戦時の状況などの事実経過の説明は、具体性があり、文献の内容とも一致していることから判断すると、申立人は、申立期間において同事業所に継続して勤務していたことを認めることができる。

申立期間②については、A社における当時の総務、給与担当者の厚生年金保険加入に係る供述並びに同社社史の厚生年金保険加入及び保険料負担に係る

記述から判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと推認できる。

ところで、社会保険事務所のオンライン記録では、申立人は、昭和19年3月21日に被保険者資格を取得し、20年5月15日に被保険者資格を喪失した記録となっている。しかしながら、A株式会社B製作所の被保険者名簿については、戦災によりすべて焼失し、現存する被保険者名簿は、21年当時、在職していた者を対象に復元されたものであることが確認でき、当該被保険者名簿には、申立人の被保険者記録は無い。また、年金番号を払い出した際に作成される被保険者台帳索引票には、申立人の記録が存在し、申立人の年金番号及び19年3月21日に資格を取得したことが確認できるが、被保険者資格の喪失日については確認できない。申立人の年金番号に係る被保険者台帳には、オンライン記録と同じ19年3月21日に被保険者資格を取得し、20年5月15日に被保険者資格を喪失した記録となっている。一方、申立人と同日の20年5月15日に資格を喪失したとされる他の同僚の被保険者台帳の備考欄には、「一部照合済台帳32.1.26」及び「全期間に対応する名簿20.5.17(焼失)」と記載されていることから判断すると、当該被保険者台帳の記録は、被保険者名簿が焼失したことにより資格喪失日が確認できないことから、焼失のきっかけと推認されたF大空襲(20年5月14日)の翌日の20年5月15日を資格喪失日に設定したものと推認できる。そうすると、オンライン記録上の資格喪失日は、事実には則したものと認められない。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の事実には則した喪失日の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間中に継続勤務した事実及び事業主による保険料の控除の事実が推認できること、申立てにかかる厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は昭和20年9月1日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律(昭和44年法律第78号)附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が

見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分に なされているとは言えない。

申立期間①について、申立人は、同学年の同僚の厚生年金保険の資格取得日が、昭和 19 年 1 月と記録されていることから、申立人自身も当該同僚と同様、繰上げ卒業扱いをされ、同年同月から資格取得していたはずであるとしている。しかしながら、D 中学学籍簿から、申立人は、19 年 3 月 1 日に同中学校を卒業したことが確認できる。また、同中学校は、当時、繰上げ卒業した者の取り扱いについて、学籍簿に繰上げ卒業した日を記入していたとの供述を得ており、申立人以外の者の学籍簿からもこれらを確認できる。さらに、申立人の同僚は 18 年 12 月に G 商業学校を繰上げ卒業後、当該事業所に 19 年 1 月入社したと供述していることから、両者の事情が全く同じとは言えず、申立人は、同年 3 月の D 中学校卒業までは、勤労働員学徒として勤務していたものと推認できる。

当時の複数の総務、経理担当者は、勤労働員学徒を厚生年金保険の被保険者として加入させず、保険料も控除していなかった旨供述している。また、勤労働員学徒から正社員になった従業員は、勤労働員学徒として勤務した期間については、厚生年金保険に加入しておらず、正社員になってから厚生年金保険に加入した旨供述している。

なお、学徒の勤労働員が通年化された後の昭和 19 年 5 月には、勤労働員学徒は労働者年金保険の被保険者には該当しない旨が労働者年金保険法施行令（昭和 16 年勅令第 1250 号）第 10 条第 3 号及び厚生省告示第 50 号（昭和 19 年 5 月 29 日）に明文化されている。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生者年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和20年9月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年5月15日から同年8月16日まで

社会保険事務所の記録では、A株式会社B製作所に勤務した期間が昭和18年5月22日から20年5月15日までしか無いが、C工場で終戦のラジオ放送を聞いた。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和18年5月22日から終戦の20年8月15日までA株式会社B製作所D工場及びC工場において勤務し、その間、厚生年金保険（当時の名称は労働者年金保険）に加入していたとしているが、社会保険事務所の記録では、同年5月15日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したものとされている。

しかしながら、申立人のA株式会社B製作所C工場における同僚の供述及び申立人の同製作所D工場からC工場へ疎開した状況などの事実経過の説明は、具体性があり、文献の内容とも一致していることから判断すると、申立人は、申立期間において同事業所に継続して勤務していたことを認めることができる。また、同社における当時の総務、給与担当者の厚生年金保険加入に係る供述並びに同社社史の厚生年金保険加入及び保険料負担に係る記述から判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと推認できる。

ところで、社会保険事務所のオンライン記録では、申立人は、昭和18年5月22日に被保険者資格を取得し、20年5月15日に被保険者資格を喪失した記録となっている。しかしながら、A株式会社B製作所の被保険者名簿につい

ては、戦災によりすべて焼失し、現存する被保険者名簿は、21年当時、在職していた者を対象に復元されたものであることが確認でき、当該被保険者名簿には、申立人の被保険者記録は無い。また、年金番号を払い出した際に作成される被保険者台帳索引票には、申立人の記録が存在し、申立人の年金番号及び18年5月22日に資格を取得したことが確認できるが、被保険者資格の喪失日については確認できない。申立人の年金番号に係る被保険者台帳には、オンライン記録と同じ18年5月22日に被保険者資格を取得し、20年5月15日に被保険者資格を喪失した記録となっている。一方、申立人と同日の20年5月15日に資格を喪失したとされる他の同僚の被保険者台帳の備考欄には、「一部照合済台帳 32.1.26」及び「全期間に対応する名簿 20.5.17 (焼失)」と記載されていることから判断すると、当該被保険者台帳の記録は、被保険者名簿が焼失したことにより資格喪失日が確認できないことから、焼失のきっかけと推認されたE大空襲(20年5月14日)の翌日の20年5月15日を資格喪失日に設定したものである。そうすると、オンライン記録上の資格喪失日は、事実には則したものと認められない。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の事実には則した喪失日の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間中に継続勤務した事実及び事業主による保険料の控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、終戦まで勤務していた他の被保険者の資格喪失日が昭和20年9月1日とされていることから、同日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律(昭和44年法律第78号)附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱い基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分

になされているとは言えない。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和20年12月11日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月31日から20年12月11日まで

A株式会社B製作所C工場から戦争激化のため、昭和19年10月31日にD工場へ転勤し、20年4月ころに人手不足のため新設のE工場へ機密部品製作のため転勤になった。同年8月1日に召集により入隊、出征し、終戦後は工場に戻って寒いころ退職した。申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和18年3月5日から20年12月10日までA株式会社B製作所(以下、「A社」という。)F工場、D工場及びE工場において勤務し、その間、厚生年金保険(当時の名称は労働者年金保険)に加入していたとしているが、社会保険事務所の記録では、19年10月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したものとされている。

しかしながら、申立人のA社D工場及びE工場の当時の状況などの説明は具体性があり、文献の内容、同僚の供述とも一致していること及び申立人が勤務していたG株式会社に保管されていた履歴書から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していたことを認めることができる。また、A社における当時の総務、給与担当者の厚生年金保険加入に係る供述並びに同社社史の厚生年金保険加入及び保険料負担に係る記述から判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと推認できる。

ところで、社会保険庁のオンライン記録では、申立人は昭和18年3月5日

に被保険者資格を取得し、19年10月31日に被保険者資格を喪失した記録となっている。しかしながら、A社の被保険者名簿については、戦災によりすべて焼失し、現存する被保険者名簿は、21年当時、在職していた者を対象に復元されたものであることが確認でき、当該被保険者名簿には、申立人の被保険者記録は無い。また、申立人の年金番号に係る被保険者台帳には、A社における被保険者資格の喪失日の記載が無い。このような被保険者資格の取得日が確認できるが、資格喪失日の記載が無い場合には、社会保険事務所長は、一般的に、職権で被保険者期間の認定を行っており、A社の場合、管轄の社会保険事務所長は、他の工場へ転勤をしたとしている者について、当該他の工場を管轄する社会保険事務所に名簿が残っていない場合は、原則として転勤をした日を資格喪失日として被保険者期間の認定を行っている。そうすると、オンライン記録上の資格喪失日は、事実には則したものと認められない。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の事実には則した喪失日の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間中に継続勤務した事実及び事業主による保険料の控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は昭和20年12月11日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和18年11月20日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、20年9月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年11月20日から20年8月16日まで

社会保険事務所の記録では、A社B製作所に勤務した期間が昭和18年10月21日から同年11月20日までしか無いが、終戦の20年8月15日まで機械工として勤務していた。明細書等証明できるものは残っていないが、社会保険料も引かれていたはずである。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和18年10月21日から終戦の20年8月15日までA社B製作所C工場、D工場において、機械工として勤務し、その間、厚生年金保険（当時の名称は労働者年金保険）に加入していたとしているが、社会保険事務所の記録では、18年11月20日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したものとされている。

しかしながら、申立人のA社B製作所C工場からD工場を経てEトンネルへ疎開した状況などの事実経過の説明は、具体性があり、文献の内容とも一致していることから判断すると、申立人は、申立期間において同事業所に継続して勤務していたことを認めることができる。また、同社における当時の総務、給与担当者の厚生年金保険加入に係る供述並びに同社社史の厚生年金保険加入及び保険料負担に係る記述から判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと推認できる。

ところで、A社B製作所に勤務していた他の同僚の厚生年金保険の記録では、工場疎開等により工場を異動した場合、被保険者資格をいったん喪失させ、新たに被保険者資格を取得させていたことが確認でき、この取扱いは、別の同僚の供述からも裏付けられる。申立人に係る社会保険事務所の記録としては、昭和18年11月20日に資格を喪失した時点までは、被保険者台帳において確認できるものの、それ以降の期間については加入の記録が存在しない。一方、A社B製作所の被保険者名簿については、戦災によりすべて焼失し、現存する被保険者名簿は、21年当時、在職していた者を対象に復元されたものであることが確認できる。すなわち、21年の被保険者名簿復元当時、すでに退職していた者の被保険者名簿を復元することは困難な状況にある。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなせない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間中に継続勤務した事実及び事業主による保険料の控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和18年11月20日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時は保険出張所）に対し行ったと認めるのが相当であり、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、終戦まで勤務していた他の被保険者の資格喪失日が20年9月1日とされていることから、同日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和21年1月5日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、22年9月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者の資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和5年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和21年1月5日から23年9月1日まで

申立期間にA社に職工として勤務していたが、社会保険庁に記録が無い。資料は無いが当該期間に厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和21年1月5日から22年8月31日までの期間については、申立人の供述のほか、A社の役員の子で、同社取引先の従業員である者の供述から、当該期間において、同社に勤務していたことが認められる。また、上記の者及びA社の経理担当者（申立期間後の昭和26年から勤務）による、申立人は職工であり、職工は入社時より正社員として厚生年金保険に加入していた旨の供述から判断すると、申立人は、21年1月5日から22年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

一方、社会保険事務所によると、現在保管しているA社の従業員に係る紙台帳は、厚生年金保険被保険者番号の払出しを管理する厚生年金保険番号払出簿（以下「払出簿」という。）及び年金番号払出し後に記録する健康保険厚生年金保険被保険者名簿（作成時期が異なると考えられる6つのものが現存するが、申立期間当時に使用された名簿は特定できない。以下「被保険者名簿」という。）があるが、昭和19年及び21年の大規模な地震により、当該被保険者名簿以外の被保険者名簿等を消失した可能性があるとしている。そこで、払出簿と被保険者名簿を照合したところ、払出簿に記録されている被保険者23名について、すべての被保険者名簿に記録が無いことが確認できる。

また、払出簿においては、氏名等の記載が無い番号が相当数確認できるが、その番号の中には、厚生年金保険被保険者記録において管理されている番号も確認することができる。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の紛失等の可能性が考えられるが、半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿等の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らに、これによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて、本件を見るに、申立人が申立期間中に継続勤務した事実及び事業主による保険料の控除の事実が推認できること、事業主がその届出を行った後に社会保険事務所において正しく記録されていない、又は、紛失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和21年1月5日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったと認めるのが相当であり、かつ、A社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は22年9月1日とすることが妥当であると判断する。

また、当該期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者において、戦災・天災等の大規模な事故により、当該被保険者名簿以外の被保険者名簿が一部消失したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

- 2 申立期間のうち、昭和22年9月1日から23年9月1日までの期間について、社会保険事務所の記録では、A社は、22年9月1日から厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。これは、申立人及び上記従業員からの供述から、22年の夏にA社の事務所及び工場等が火事により焼失したことに起因するものと推認できる。また、申立人は、火事後もA社で働いたとしているが、その間における申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として昭和22年9月1日から23年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち平成4年3月から7年2月までの期間を50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成4年3月から7年2月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月1日から8年2月6日まで

A社での記録は、平成4年3月1日に標準報酬月額が50万円から24万円に下げられているが、仕事内容が変わった覚えはなく、給与も退職まで毎月平均50万円前後もらっていた。平成5年1月分の給与明細書では、標準報酬月額50万円に対する厚生年金保険料が控除されているので、適正な記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人名義の預金口座より、申立期間のA社からの給与は、毎月50万円前後の額が振り込まれていることが確認でき、申立人から提出された平成5年1月分の給与明細書では、標準報酬月額50万円に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。一方、社会保険庁の記録では、平成4年3月1日付け(処理日は同年4月10日)の随時改定(以下「当該随時改定」という。)により、申立人の標準報酬月額が50万円から24万円に減額されていることが確認できる。このことに関し、同社の代表者は、厚生年金保険料の滞納が続いたために、全従業員について実際の給料より低い報酬月額を届け出たと供述している。また、当該随時改定により標準報酬月額が38万円から24万円に減額されている同僚から提出された給与明細書の厚生年金保険料の控除額は、平成4年3月から7年2月までの期間においては当該随時改定後の標準報酬月額(24万円)に相当する保険料よりも高額な保険料が控除され、7年3月から同年12月までは当該随時改定後

の標準報酬月額（24万円）に相当する保険料が控除されていることが確認できる。さらに、当該随時改定により、標準報酬月額が47万円から32万円に減額されている他の同僚から提出された平成7年分賃金台帳兼源泉徴収簿によると、同年1月から同年12月までの厚生年金保険料の控除額は、当該随時改定後の標準報酬月額（32万円）に相当する保険料が控除されていることが確認できる。

申立てに係る厚生年金保険料が事業主により申立人の給与から控除されていたかについては、平成5年1月を除いて、これを確認できる資料は無いが、上述の同僚における厚生年金保険料の控除の状況から、申立人の4年3月から7年2月までの厚生年金保険料は、当該随時改定前の標準報酬月額（50万円）に見合う保険料が、同年3月以降については、当該随時改定後の標準報酬月額（24万円）に相当する保険料が控除されていたと推認される。

一方、申立人の報酬月額については、申立人の預金口座に振り込まれている額は毎月増減があるものの、厚生年金保険料等の控除額を考慮すると、申立期間において標準報酬月額で50万円以上に相当する額が支給されていたと推認できる。

以上のことから、申立人の標準報酬月額については、平成4年3月から7年2月までの期間を50万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が実際の給料より低い報酬月額を届け出たとしていることから、その結果、社会保険事務所は、当該随時改定前の標準報酬月額（50万円）に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和20年12月26日とし、申立期間の標準報酬月額を150円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 12 月 26 日から 21 年 4 月 1 日まで
昭和 20 年 12 月 26 日から 21 年 6 月 10 日までA社の活版部で文選工として勤務していたが、社会保険事務所の記録では、20年12月から21年3月までの厚生年金保険の加入期間が無いとの回答であった。A社から申立期間に係る在職証明書を発行してもらったので再調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る人事記録から、申立人は昭和20年12月26日に同社に入社し、継続して勤務していることが確認できる。

また、申立人が一緒に履歴書を提出し同じ日に入社したとする同僚は、申立人の供述どおり昭和20年12月26日に入社し申立人と同じ活版部に配属され、同日に厚生年金保険の資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人は、当時臨時職員はおらず皆正社員であったと供述しているところ、他の複数の同僚も、入社と同時に正社員となり、試用期間のようなものはなかったと供述している。

加えて、A社の記録によって、申立人の入社と同時期（昭和20年9月から同年12月まで）に入社したことが確認できる者について、入社日と社会保険事務所のオンライン記録あるいは厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿における厚生年金保険の資格取得日を対比してみると、申立人と同様に入社日が昭和20年でありながら、資格取得日が昭和21年4月1日となっている者が4名おり、これらの者には当時の状況は確認できなかった。一方、申立人及び上記4名を除く者18名については、2名を除いた16名が入社日と同日又は同

月に厚生年金保険の資格を取得している。

なお、事業主は、申立人及び上記4名の者について、入社日と厚生年金保険の資格取得日が一致していないことについて、その理由は不明としている。

これらのことから判断すると、事業主は、申立期間において申立人及び申立人と同日に入社した同僚に係る給与から厚生年金保険料の控除を行っていたと認めるのが相当である。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和21年4月の社会保険事務所の記録から150円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

厚生年金 事案 2157

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年3月から20年8月17日まで

申立期間に勤務していたA社B製作所C工場、D工場及びE工場の厚生年金保険加入記録を照会したが、記録は無いとの回答をもらった。このため、再調査の請求を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間のF商業学校在学中から昭和20年3月の卒業後の終戦まで、A社B製作所に、勤労働員学徒として勤務していたとしている。申立人の供述の中で、A社B製作所へは教師の引率により赴任したこと、労務の対価は教師が管理していたこと、同製作所C工場からD工場を経てE工場へ異動した状況の事実経過が具体的に説明されており、その内容は、同時期に同製作所に勤務した同級生の供述と一致していることから判断すると、申立人は、申立期間において同製作所に勤労働員学徒として勤務していたことが認められる。

しかしながら、当時の複数の総務、経理担当者は、勤労働員学徒を、厚生年金保険（当時の名称は労働者年金保険）の被保険者として加入させず、保険料も控除していなかった旨供述している。また、勤労働員学徒から正社員になった従業員は、勤労働員学徒として勤務した期間については、厚生年金保険に加入しておらず、正社員になってから厚生年金保険に加入し、給与の支払も変更になった旨供述している。

なお、学徒の勤労働員が通年化された後の昭和19年5月には、勤労働員学徒は労働者年金保険の被保険者には該当しない旨が労働者年金保険法施行令（昭和16年勅令第1250号）第10条第3号及び厚生省告示第50号（昭和19年5月29日）に明文化されている。

また、申立人は、学徒動員による勤務期間も厚生年金保険被保険者として認められている知人がいるとしているが、当該知人の勤務先は申立人と異なっている。さらに、当該知人は申立人よりも修学期間の短い学校に就学し、卒業後に厚生年金保険に加入していた可能性があるところ、当該知人が既に亡くなっていることから、当該事情を確認することはできない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 3 月から 20 年 6 月まで
昭和 18 年 3 月 A 商業学校在学中に B 社 C 製作所へ集団就職した。20 年 6 月 D 師範学校へ入学のために退社し、その際、教師により年金手帳をいただいた。年金手帳は判らなくなったが、調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 商業学校在学中、B 社 C 製作所に集団就職し、昭和 20 年 3 月の卒業後の同年 6 月まで勤務していたとしている。また、当時、勤労働員学徒は腕章を付けていたが、申立人は腕章を付けていなかったため、勤労働員学徒ではなかったとしている。

しかしながら、B 社 C 製作所へは教師の引率により赴任したこと、労務の対価は教師が管理していたこと、及び同製作所 E 工場から F 工場を経て G 工場へ異動した旨の申立人の供述が、同時期に同製作所に勤務した同級生の供述と一致しており、当該同級生が、卒業後の期間を含め勤労働員学徒として勤務していた旨供述していることから判断すると、申立人は、申立期間において同製作所に勤労働員学徒として勤務していたものと認められる。

さらに、当時の複数の総務、経理担当者は、勤労働員学徒を、厚生年金保険（当時の名称は労働者年金保険）の被保険者として加入させず、保険料も控除していなかった旨供述している。加えて、勤労働員学徒から正社員になった従業員は、勤労働員学徒として勤務した期間については、厚生年金保険に加入しておらず、正社員になってから厚生年金保険に加入し、給与の支払いも変更になった旨供述している。

なお、学徒の勤労働員が通年化された後の昭和 19 年 5 月には、勤労働員学徒は労働者年金保険の被保険者には該当しない旨が労働者年金保険法施行令

(昭和 16 年勅令第 1250 号) 第 10 条第 3 号及び厚生省告示第 50 号 (昭和 19 年 5 月 29 日) に明文化されている。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。